

福井市分別収集計画（第10期）

令和5年3月31日

1 計画策定の意義

将来にわたり地球上の資源を人類が持続的に利用していくためには、廃棄物の発生を抑制し、資源の適正な循環利用、廃棄物の適正な処理を進めることで、地球上の限られた天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会への転換が重要である。

平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性として、資源の確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階での徹底的な資源循環が柱の一つとなり、地方公共団体には、地域において循環型社会を形成する上で中核的な役割が求められている。

本市では、平成31年3月に「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という）を改定し、“「おとましい」を「行動」へ”（※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味）という基本理念を踏襲しながら、市民・事業者・行政が連携して3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことにより、地域環境の保持を図るとともに、天然資源の消費の抑制を目指している。

本計画は、基本計画を基に、容器包装廃棄物の排出量抑制及び分別収集に関する具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを促進し、できるだけ少ない資源で必要とする物を生産する循環型社会の形成を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制の促進
- (2) 容器包装廃棄物の分別収集の実施と拠点回収の拡大
- (3) 容器包装廃棄物の再資源化の促進
- (4) 容器包装廃棄物の分別収集実施による最終処分量の減量と環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	8,740	8,581	8,452	8,329	8,226

【内訳】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
缶類	724	731	741	750	760
びん類	1,355	1,322	1,285	1,250	1,218
紙パック	57	55	55	54	53
ダンボール・紙製容器	2,554	2,470	2,402	2,338	2,282
ペットボトル	485	470	457	444	432
プラスチック製容器包装	3,565	3,533	3,512	3,493	3,481

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の実施

市政広報やホームページを通じ、容器包装廃棄物を含めた廃棄物の発生抑制に係る広報啓発を実施するとともに、ごみ分別説明会を実施する。また、積極的に焼却施設や容器包装資源化施設の見学を受け入れ、意識の高揚を図る。

(2) 環境美化地区推進員による啓発活動の実施

各地区に配置している環境美化地区推進員と連携し、地域住民に対する説明会等を開催する。

(3) 買い物袋持参運動の促進

国のレジ袋有料化による排出抑制促進施策を踏まえて、マイバッグ持参を促進する。

(4) 拠点回収事業の強化

市有施設における容器包装廃棄物の回収拠点を増やすとともに、民間事業者と連携し、容器包装廃棄物の排出利便を向上させる。

(5) 集団資源回収の促進

市民で組織する団体による集団資源回収を促進するため、登録団体に対して回収量に応じて奨励金を交付する。また、未実施地域には働きかけを行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の市外への依存、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、また、市及び民間業者が有する収集機材、選別・処理施設能力等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	びん類
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール・紙製容器
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	124t		121t		118t		116t		114t	
主としてアルミ製の容器	205t		204t		203t		202t		201t	
無色のガラス製容器	(合計) 408t		(合計) 401t		(合計) 395t		(合計) 389t		(合計) 385t	
	(引渡) 0t	(独自) 408t	(引渡) 0t	(独自) 401t	(引渡) 0t	(独自) 395t	(引渡) 0t	(独自) 389t	(引渡) 0t	(独自) 385t
茶色のガラス製容器	(合計) 295t		(合計) 282t		(合計) 270t		(合計) 258t		(合計) 246t	
	(引渡) 0t	(独自) 295t	(引渡) 0t	(独自) 282t	(引渡) 0t	(独自) 270t	(引渡) 0t	(独自) 258t	(引渡) 0t	(独自) 246t
その他のガラス製容器	(合計) 253t		(合計) 260t		(合計) 259t		(合計) 257t		(合計) 255t	
	(引渡) 203t	(独自) 50t	(引渡) 212t	(独自) 48t	(引渡) 212t	(独自) 47t	(引渡) 211t	(独自) 46t	(引渡) 211t	(独自) 44t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13t		13t		13t		13t		13t	
主として段ボール製の容器	453t		427t		402t		378t		355t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 108t		(合計) 100t		(合計) 93t		(合計) 86t		(合計) 79t	
	(引渡) 0t	(独自) 108t	(引渡) 0t	(独自) 100t	(引渡) 0t	(独自) 93t	(引渡) 0t	(独自) 86t	(引渡) 0t	(独自) 79t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 268t		(合計) 271t		(合計) 274t		(合計) 278t		(合計) 282t	
	(引渡) 0t	(独自) 268t	(引渡) 0t	(独自) 271t	(引渡) 0t	(独自) 274t	(引渡) 0t	(独自) 278t	(引渡) 0t	(独自) 282t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,234t		(合計) 2,263t		(合計) 2,294t		(合計) 2,326t		(合計) 2,359t	
	(引渡) 2,100t	(独自) 134t	(引渡) 2,129t	(独自) 134t	(引渡) 2,160t	(独自) 134t	(引渡) 2,192t	(独自) 134t	(引渡) 2,226t	(独自) 133t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の見込み

$$= (\text{容器包装廃棄物の排出量の見込み}) \times (\text{分別収集対象人口率}) \times (\text{分別排出率})$$

※分別収集対象人口率：市内全域を対象とするため100%とする。

※分別排出率：容器包装廃棄物の排出量のうち適正に分別排出される容器包装廃棄物廃棄物の種類ごとの量の割合。ごみの組成調査の結果及び基本計画における組成調査資源物混入率の目標値をもとに推計。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集（直営・委託）、公共施設及び民間施設による拠点回収	市（委託）、民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集（委託）、公共施設及び民間施設による拠点回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集（委託）、公共施設及び民間施設による拠点回収、市民団体による集団資源回収	
	段ボール	ダンボール・紙製容器	市による定期収集（委託）、公共施設及び民間施設による拠点回収	
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集（委託）、公共施設及び民間施設による拠点回収	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		